「令和5年度第1回環境影響評価審議会総会」(本日開催) における

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書に係る事業者説明

(日本イコモス国内委員会からの要請書に関する審議会への回答内容の説明)について

本回答内容のポイント

- 1. 日本イコモス国内委員会からの要請書で指摘の全 58 項目について、日本イコモス国内委員会指摘の誤り及び虚偽はなく、評価書に記載の評価・予測に変更は生じません。
- 2. 全58項目の内、「指摘自体に事実と異なる内容が含まれるもの」が約半数、「考え方や解釈の違いに基づく指摘」が約半数であり、評価・予測内容としては正当なものとなります。

神宮外苑地区まちづくりに向けた「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価手続きについては、東京都環境影響評価条例に基づき、東京都環境影響評価審議会における審議を経て、令和5年1月10日付環境影響評価書(以下「評価書」)を提出し、同年1月20日付告示により手続きを完了し、1月30日付着工の届出が公告されております。

しかしながら、令和5年1月30日の環境影響評価審議会総会(以下「審議会総会」)においては、日本イコモス国内委員会(以下「イコモス」)から令和5年2月20日付『「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して日本イコモスが指摘した「虚偽の報告」に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請』が発出されたことを受けて、事業者の回答を提出することが求められました。

このため、本日開催された令和 5 年度第 1 回審議会総会において、審議会に対する回答内容の説明をいた しましたので、お知らせいたします。

イコモスからの要請書で指摘の全 58 項目について、誤りおよび虚偽はないことを確認しており、評価書に記載の評価・予測に変更は生じません。なお、全 58 項目について丁寧に説明する所存でございますが、会議時間の制約もあり、今回は全 58 項目中 37 項目について説明させていただきました。38 項目以降につきましては、37 項目までの指摘と重複する内容も多数含まれておりますが、次回の審議会総会にて説明いたします。また、説明にあたっては事前に審査会委員からの意見をいただき、審議会総会にて意見に対する回答をしております。

事業者といたしましては、評価書に基づき、審議会総会および各関係機関への報告・協議をしながら、今後 も適切に本計画を進めてまいります。

■イコモスからの指摘概要

イコモスからの要請書は、以下5つの事項・全58項目から構成され、主なイコモス指摘は以下の通りです。

- 1. 生物・生態系の現況調査における科学的調査手法の誤りと虚偽の報告について(通し番号 1~28) イコモス指摘:調査地点が存在しない、調査箇所数が不十分、樹木分類が誤っている等。
- 2. 生物・生態系の「予測」における誤りと虚偽の報告について(通し番号 29~51) イコモス指摘:予測手法の見直しが必要、緑地の「一部改変」という記載は虚偽である等。
- 3. いちょう並木の現状報告における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告(通し番号 52) イコモス指摘: 枯損が生じているいちょうにつき審議会や評価書で説明しておらず、虚偽である等。
- **4. 評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告について(通し番号 53~57)** イコモス指摘:生態系の拠点とネットワークが破壊される等。

5. 事業者が提示している緑の割合とオープンスペースの割合について(通し番号58)

イコモス指摘:緑の割合やオープンスペースの割合は減少する、ほぼ変わらない等。

本日の審議会総会においては、全58項目中37項目(通し番号1~37)について説明いたしました。

■イコモス指摘に対する事業者説明

- ・本日説明いたしました 37 項目中、20 項目は指摘自体に事実と異なる内容が含まれており、改めて事実関係 について説明しております。
 - (例)・「評価書に記載の「中央広場と絵画館前をつなぐ広場」は存在しない」との指摘(通し番号1)
 - →「当該調査地点は存在しており、「中央広場と絵画館前をつなぐ広場」は将来整備後の名称」
 - ・「常緑広葉・落葉広葉混交林が分類されていない」との指摘(通し番号7)
 - →「評価書内に記載の通り、分類している」
 - ・「絵画館前の緑地について記載されていない」との指摘(通し番号20)
 - →「絵画館前は環境影響評価の範囲対象外であり、記載していない」
 - ・「具体的な土壌名の記載がない」との指摘(通し番号21)
 - →「資料編に記載している」等
- ・本日説明いたしました 37 項目中、17 項目は考え方や解釈の違いに基づく指摘であり、評価書における考え 方と正当性について説明しております。
 - (例)・「調査箇所数が不十分」との指摘(通し番号2など)
 - →「植生が均質であり、調査箇所は代表地点一箇所で問題ない」
 - ・「緑のネットワークの東西軸が誤っており、虚偽」との指摘(通し番号23)
 - →「より緑量の多い場所に東西軸を設定しており、虚偽ではない」
 - ・「緑地の一部改変という記載は虚偽で、80%近い樹林地が破壊される」指摘(通し番号31)
 - →「緑地は保全や移植による復元を行う計画であり、70%以上の樹木が保存・移植されるため、80% 近い樹林地が破壊されることはない。」等

【事業者によるイコモス指摘及び事業者回答の分類(通し番号 1~37)】

イコモス指摘			事業者説明	
事業者による分類項目	該当通し番号	小計	事実と異なる内容が含まれる	考え方や解釈が異なる
・調査地点及び調査区域に関する指摘	1,2,3,4,11,14,20,32	8項目	4項目	4項目
・調査手法に関する指摘	13,27	2項目	0項目	2項目
・樹木分類に関する指摘	6,7,8,9,10,12,16,17,18,30	10項目	8項目	2項目
・評価書の記載有無に関する指摘	5,15,19,21,22,25	6項目	3項目	3項目
・虚偽との指摘	23,31,33,34,35,36,37	7項目	2項目	5項目
・その他	24,26,28,29	4項目	3項目	1項目
合計	-	37項目	20項目	17項目

本日の審議会総会にて使用したイコモスからの要請書に対する事業者説明資料は、以下より参照ください。 「日本イコモス国内委員会からの要請書に関する審議会への回答内容の説明(通し番号 1~37)」

URL: https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri news 2023041427-2.pdf